

財団法人 亜細亜農業技術交流協会
寄 付 行 為

財団法人亜細亜農業技術交流協会寄付行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 本協会は、財団法人亜細亜農業技術交流協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を東京都練馬区立野町15番45号に置く。

(目的)

第3条 本協会は、中国その他の亜細亜各国と我国との間における、農業技術の交流を促進し、もって彼我の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 農業技術者の派遣
- (2) 農業技術者の受入
- (3) 農業技術の交流を促進するための調査、研究
- (4) その他本協会の目的達成に必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産)

第5条 本協会の資産は、基本財産及び通常財産の2種とする。基本財産は、次の各号に掲げるものからなる。

- (1) 設立当初の別紙財産目録に掲げられた財産
- (2) 理事会の議決により基本財産に繰入れられたら財産
- (3) 基本財産たることを指定して寄附された財産

2 通常財産は基本財産以外の財産とする。

3 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会において定める。

(基本財産の処分)

第6条 基本財産は、これを処分することができない。ただし、天災その他やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を得て処分することができる。この場合は、なるべくすみやかに、これを補償する方法

を講じなければならない。

(経費の支弁)

第7条 本協会の経費は、通常財産によって支弁する。

(事業年度)

第8条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算及び事業計画)

第9条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に理事長が編成し、理事会の議決を経なければならない。

2 やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、前事業年度の予算に準じ暫定予算を編成し、予算成立までの間、これに基づき収入支出をすることができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算に基づき収入支出とみなす。

(決算)

第10条 理事長は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、収支計算書、事業報告書、財産目録、正味財産増減計画書及び貸借対照表を理事会に提出し、その承認を得なければならない。

(長期借入金)

第11条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を得なければならない。

第3章 役 職 員

(役員の構成)

第12条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上10名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち同一親族(3等親以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう。)又は特定の企業の関係者である理事の占める割合はそれぞれ理事現在員の3分の1を超えてはならない。また、同一の業界の関係者が占める割合は理事現在員の2分の1以下とすること。

(役員の選出)

第13条 役員は、評議員会においてこれを選任する。
理事長は理事の互選によってこれを定める。

(役員の職務)

第14条 理事長は、本協会を代表し、業務を統括する。
2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長の定めた順位により理事の1名がその職務を代行する。
3 理事は、理事会を組織し、本協会業務を執行する。
4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員の任期及び再任)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は他の役員の残任期間とする。
3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者の就任するまでその職務を行う。
4 役員が次の各号の一に該当したときは、理事会の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第16条 役員の報酬は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
2 役員には、費用を弁償することができる。
3 第2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(評議員)

第17条 本協会に、評議員5名以上9名以内を置く。
2 評議員は、学識経験者又は本協会の目的に賛同する者の中から理事会においてこれを選任する。
3 評議員は、評議員会を組織し、この寄付行為に別に定められたもののほか、理事長が附議した重要事項を審議する。
4 評議員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

5 第15条第2項及び第3項の規定は、評議員に準用する。

(兼職の禁止)

第18条 本協会の理事、評議員及び監事は相互にこれを兼ねることはできない。

(顧問及び参与)

第19条 本協会に、顧問及び参与をそれぞれ若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3 顧問は、本協会の運営及び事業の遂行に関し、理事長の諮問に応ずる。

4 参与は、本協会の運営及び事業の遂行に関する特定事項につき理事長に意見を述べるものとする。

(特別賛助員及び賛助員)

第20条 理事長は、本協会の目的に賛同し、本協会に対して、一時に、又は毎年継続して相当額の出捐をする者を、理事会の承認を得て、特別賛助員又は賛助員とすることができる。

(職員)

第21条 本協会の事務に従事させるため、職員若干名を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第4章 会 議

(会議の種類及び招集)

第22条 会議を分けて、理事会及び評議員会の2種とする。

2 会議は、年2回理事長が招集する。

3 理事長が必要と認めたとき、又は会議を組織する者の総数の3分の1以上の者もしくは監事から、書面をもって会議の目的たる事項及びその理由を示して招集の請求があったときには、理事長はその招集の請求のあった日から14日以内に臨時会議を招集しなければならない。ただし、監事から招集の請求をすることのできる会議は、理事会に限る。

(理事会の議長、定足数及び議決)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めある場合を除く外、出席理事の過半

数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。なお、この場合において、議長は理事として議決に加わる権利を有しない。

- 4 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事は、他の出席理事に表決権の行使を委任することができる。この場合は出席したものとみなす。
- 5 前項の代理人は、その権限を証する書面を理事長に提出しなければならない。
- 6 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の附議事項)

第24条 理事会にはこの寄付行為に別に定められたものの外次の事項を附議する。

- (1) 評議員会に附議する事項
- (2) 基本財産の管理に関する事項
- (3) この法人の運営に関する重要な事項及びその他理事会が必要と認めた事項

(評議員会の議長、定足数及び表決)

第25条 評議員会の議長は、評議員会に出席した評議員の互選により選出する。

- 2 第23条第2項から5項までの規定は、評議員会に準用する。この場合において「理事」は「評議員」に「理事会」は「評議員会」に、それぞれ読み替えるものとする。
- 3 理事及び監事は評議員会に出席して、意見を述べることができる。

(評議員会の附議事項)

第26条 評議員会にはこの寄付行為に別に定められたものの外次の事項を附議する。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 収支予算及び決算に関する事項
- (3) その他理事長が必要と認めた事項

(議事録)

第27条 すべての会議には議長が少なくとも次の事項を記載して会議の議事録を作成し、議長及びその会議の出席者の中から選任された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。

- (1) 会議の名称、日時及び場所
- (2) 会議を組織する者の総数並びに同出席者数及び出席者氏名(内委任状による出席者については、その旨を付記すること。)
- (3) 議事の経過の要領及びその結果
- (4) 議事録署名人の選任に関する事項

第5章 寄付行為の変更、解散及び雑則

(寄付行為の変更)

第28条 この寄付行為は、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を経、かつ、農林水産大臣の許可を得て変更することができる。

(解散)

第29条 本協会は、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を経、かつ、農林水産大臣の許可を得なければ解散することができない。

2 本協会が解散した場合における残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を得て、本協会と類似の目的をもつ他の公益法人その他の団体に帰属させる。

(寄付行為その他の資料の備付け及び閲覧)

第30条 事務所には、次の各号に掲げる資料を備えておかなければならない。

- (1) 寄付行為
- (2) 役員名簿
- (3) 事業報告書
- (4) 収支計算書
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表
- (7) 財産目録
- (8) 事業計画書
- (9) 収支予算書
- (10) 役員の履歴書並びに評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (11) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (12) 寄付行為等に定める機関の議事に関する書類
- (13) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (14) その他必要な資料

2 前項第1号から第9号までの資料については、原則として、一般の閲覧に供しなければならない。

(施行の細則)

第31条 この寄付行為の施行に関し必要な細則は、別に理事会で定める。

附 則

この寄付行為の変更は、農林水産大臣の認可のあった日(平成11年9月1日)から施行する。

附 則

この寄付行為の変更は、平成17年4月1日から施行する。